

東和銀行法人向けダイレクトサービスの不正使用による預金被害補償規定

1. 補償規定の適用範囲等

- (1) この補償規定は、東和銀行法人向けダイレクトサービス（以下、「本サービス」といいます。）の不正利用により、預金被害が発生した（当座貸越が発生した場合を含みます。以下同様とします。）場合の、法人のお客様（以下「預金者」といいます。）に対する補償（損失の負担）について、「東和銀行法人向けダイレクトサービス利用規定」の特約として定めるものです。
- (2) 預金者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、「東和銀行法人向けダイレクトサービス利用規定」により、預金の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者は補償を受けることができるものとします。

2. 補償の概要

(1) 補償の限度額

預金者が一定のセキュリティ対策を行っていただいていることを前提に、一顧客あたり、1,000 万円を限度に補償を行います。

(2) 補償の判断

預金者が実施しているセキュリティ対策状況や過失度合い、警察当局の捜査結果等を踏まえ、個別に検討させていただきます。

3. 東和銀行法人向けダイレクトサービスの不正使用による払い戻し等

- (1) 本サービスの不正使用により行われた不正な預金の払い戻し（以下、「当該払い戻し」といいます。）については、以下の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当行所定の補償限度額の範囲内で、当該払い戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 本サービスに使用するパソコン、スマートフォン等にセキュリティ（ウイルス）対策ソフトを導入している。
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われること。
  - ③ 預金者が警察等への被害事実の事情説明を行うなど捜査への真摯な協力が得られること。
  - ④ 当該払い戻し発生後 30 日以内に、当行への通知が行われること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（但し、当行に通知することができない止むを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払い戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額を当行所定の補償限度額の範囲内で補てんするものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、当行は補償対象額を減額した金額を補てん、あるいは、補てんを行わないことがあります。
  - ① 本サービスに使用するパソコン、スマートフォン等につき、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない。
  - ② 本サービスに使用するパソコン、スマートフォン等につき、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等各種ソフトウェアを使用している。
  - ③ 本サービスに使用するパソコン、スマートフォン等にセキュリティ（ウイルス）対策ソフトを導入していない、あるいは、導入していても最新の状況に更新していない。
  - ④ 本サービスで使用する各種パスワード類を定期的に変更していない。
  - ⑤ 当行が指定した正規の手順以外で、電子証明書を利用している。
  - ⑥ パソコン、スマートフォン等が盗難にあった場合において、ID・パスワード等をパソコン、スマートフォン等に保存していた。
  - ⑦ 当該払い戻しの発生から 30 日以内に当行ならびに警察に通報していない。

- ⑧ 当該払い戻しが発生した場合に、当行による調査および警察による捜査への協力を行わない、または当行もしくは警察に虚偽の報告を行っている。
  - ⑨ 正当な理由なく、他人に ID・パスワードを回答した。
  - ⑩ 当行が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意に ID・パスワード等を入力してしまった。
  - ⑪ 従業員等関係者の犯行または従業員等関係者が加担した不正な払い戻しであることが判明した。
  - ⑫ 戦争、暴動、自然災害による社会的秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して ID・パスワード等の盗用や不正取引が行われた。
  - ⑬ その他、預金者の過失を当行が判断できる程度の注意義務違反が認められる。
- (3) 当該払い戻しが行われた場合であっても、当行が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (4) 当行が本規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、預金者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (5) 当行が本規定に基づき補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以上